

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第九十四卷 第三號

昭和十四年九月

論叢

新利子論序説……………文學博士 高田保馬
 英國及び獨逸の所得税……………經濟學博士 汐見三郎

時論

現代日本の革新……………經濟學博士 石川興二
 世界新秩序の建設……………經濟學博士 柴田敬

研究

史記平準書に見はれたる經濟思想……………經濟學士 穗積文雄
 府縣財政制度の成立……………經濟學士 藤田武夫
 經營比較の形態について……………經濟學士 岡部利良

說苑

原料封鎖に於ける獨逸の經驗……………經濟學士 大塚一朗
 ドレツシヤアの農業經濟學と農村社會學……………經濟學士 山崎武雄

附錄

彙報
 外國雜誌論題

(禁轉載)

研究

史記平準書に見られたる經濟思想

穗積文雄

一

漢の司馬遷が、古今を參酌し、凡を發し例を起し、全史を創爲し、本紀以て帝王を序し、世家以て侯國を記し、十表以て時事を繫け、八書以て制度を詳にし、列傳以て人物を誌し、然る後一代の君臣政事の賢否得失、總て一編の中に彙まれるもの即史記であつて、それは正史の濫觴をなし、やがて二十五史の盛觀をもたらすこととなる。そして平準書はこの史記の八書の最後即第八に位し、史記凡て一百三十卷の中の第三十卷に當り、一編の内容は撰者司馬遷自らが、維幣之行。以通農商。其極則玩巧。并兼茲殖。爭於機利。去本趨末。作平準書。以觀事變。第八。と云つてゐるによりてもわかるとほり、當時の經濟事情を明にし、その變動を知らむとせるものである。史記を承ける班固の前漢書は書に代ふるに志を以てし、平準書に該當するものに冠するに食貨志の名を以てする。そしてその以後の正史は何れも班固に倣ふ。故に二十五史食貨志と云へば形式上は前漢書食貨志に始まると云へるかも知れぬが、實質上より云へば史記平準書に始まるとせねばならぬ。

本稿はその史記平準書を繙きてそこに經濟思想を探究せむとする一のさゝやかなる試である。

二

史記平準書を繙くと、冒頭われは次の句に會ふ。

史記平準書に見られたる經濟思想

第四十九卷

四七一

第三號

七五

1) 趙翼二十二史劄記、卷一、各史例目異同
2) 司馬遷、史記、一百三十、太史公自序、第七十

漢興。接秦之弊。丈夫從軍旅。老弱轉糧餼。作業劇而財匱。自天子不能具鈞駟。而將相或乘牛車。齊民無藏蓋。於是。爲秦錢重難用。更令民鑄錢。一黃金一斤。

私はこれを讀んで次の如く解する。即、漢の興りたる當時物資欠乏を告げた。物資欠乏すれば物價が騰貴する。物價の騰貴は貨幣價值の下落である。従つて支拂ふ貨幣の量がそれだけ以前より増加する。例へば物價が二倍に騰貴すれば支拂ふべき貨幣の數量は二倍になる。そうすると従來の秦錢では重すぎて不便を感じる。そこで錢をもつと軽くするために改鑄の令が下る。私はかう解する。然らば如何なる錢に改鑄せられたかと云ふに、それに就きては平準書には明記を欠くが、前漢書食貨志に、漢興。以爲秦錢重難用。更令民鑄莢錢、黃金一斤。とあるから、この改鑄せられた錢が所謂莢錢であることを知る。そして史記索隱によれば、顧氏案古今註云。秦錢半兩。徑寸二分。重十二銖。莢錢重三銖。とあるから、錢の重さが四分の一に減じた譯である。又「一黃金一斤」とあるのは種々説もあるが、私は史記索隱臣瓚下註の、秦以一溢爲一金。漢以一斤爲一金。を正しいととるが、そうすると一溢は重量二十四兩であり、一斤は重量十六兩であるから、錢のみならず一黄金の重量もやはり軽く改められたことになる。かくてわれ／＼の解釋の妥當性が裡書せられると思ふのであるが、しかるときは、われ／＼はそこに價格決定に於ける需要供給説が認識せられてゐることを知らねばならぬ。けだし、物資欠乏を告げ物價が騰貴する、故に貨幣價值が下落する、従つて貨幣の使用量増大し、よりに貨幣の重量の大なるため不便を來す、そこで貨幣を改鑄して軽くすると云ふのであるから、そこには物の供給が減少すれば價格は騰貴すると云ふことが認識せられてゐることを肯定せねばならず、そしてそこにその價格決定に於ける需要供給説は

3) 班固，前漢書，二十四，食貨志第四下

見出されねばならぬからである。

なほ、漢興。接秦之弊。丈夫從軍旅。老弱轉糧饟。作業劇而財匱。自天子不能具均駟。而將相或乘牛車。齊民無藏蓋。及び、爲秦錢重難用。更令民鑄錢。一黃金一斤。の各句は何れもあるがまゝの事實の敘述であり、従つてそこには未だ經濟思想として指摘するに値するものは見出されない。たゞ此二つの事實の敘述が、於是。の一句によりて連結せられるとき、この二つの事實は因果關係に置かれることとなり、そしてそのときそれらはもはや單なる事實の敘述ではなく事實に對する一の判斷を包藏することとなり、それ故にそれは事實の上に一の思想を成立せしむることとなる。そしてその思想は經濟事實に就いての思想であるからそれは一の經濟思想であり、そしてその經濟思想はすでに述べたるが如く物價決定に於ける需要供給説の思想となるのであるが、物價決定に於ける需要供給説の思想は前掲の句に引き續く左記の句に於てもまた伺はれる。

約法省禁。而不軌逐利之民。蓄積餘業。以稽市物。物踊騰。糶米至石萬錢。馬一匹則百金。

けだしこの句を解すれば、不軌にして利を逐ふの民が商品を買ひ貯めて賣り惜しみ、そこで貨物の供給が減少し、従つて貨物の價格が騰貴する、そこで米を賣れば一石萬錢、馬は百金だと云ふのであるから、われ／＼はそこに供給が減少すれば物價が騰貴すると云ふ思想を見出すわけであり、そしてそれは價格決定に於ける需要供給説以外の何物でもない。

さらにそれら物價決定に於ける需要供給説の思想は先に到り、

物益少而貴

とあるに於てその純粹なる姿に於て登場して來るのに會ふことができると云へるであらう。

然しながら需要供給説の構造は單に供給増大すれば價格下落し、供給減少すれば價格騰貴すると云ふ現實の市場價格の決定のみでなく、生産費プラス普通の利潤に於て成立する所謂自然價格を想定して、自由競争の約束の下に於ては供給増大して價格下落し遂に自然價格を割るに至ればやがて供給の減少を來たして價格騰貴するに至るが、かく價格騰貴して自然價格を越ゆるに至ればやがて供給増大して價格の下落を見るに至るべく、かくて市場價格は自然價格をめぐりて上下運動をつゞけるとすることに於て成立つが、平準書に於てはその點は明にせられてをらぬ。強ひて求むれば

物盛而衰

に於てこれを認むべしとでも云はむか。然しながら、同じ史記の貨殖列傳に於てはこの自然價格をめぐる市場價格の上下運動の明瞭なる認識の存在を肯定せしむるに足る記述を見出すことができることを附記しておくことは必ずしも徒爾ではないであらう⁴⁾。

三

われ／＼は史記平準書を繙いてそこに經濟思想を探究し、先づ價格決定に於ける需要供給説の思想を見出したのであるが、價格は要するに物の價値の貨幣による表現に外ならぬ。従つてそこに貨幣に關する思想がまた見出されるであらうことは怪しむを須ぬと云ふべきでなければならぬ。然らば一體如何なる貨幣思想が見出されるであらうかと云ふに、物價決定に於ける需要供給説の認識あるところに於ては先づ貨幣價值騰落の原因を貨幣の數

4) 拙稿、史記貨殖列傳論稿、支那研究、第二十二號、p. 382-385、參照。

量に求むる所謂貨幣數量説の思想が成立すべきこと猶霜を踏んで堅氷至るが如く思想發展の自然の徑路と云へやう。そして事實われ／＼は史記平準書を読み續け行くとき、それを例へば、

錢益多而輕

と云へる表現に於て明瞭に把握することができらるであらう。かくて貨幣價值下落の原因を貨幣數量の増大に歸するが故に嘗ては

令民縱鑄錢

せしめてゐたのを改めて

盜鑄諸金錢。罪皆死。

とせるものと考へられるが、そうするとこの私鑄禁止令の背後にわれ／＼はまた貨幣數量説の思想の存在を伺ふことができる。

次に貨幣價值下落の結果は前に述べたるように支拂ふ貨幣の増量を來たしそこに不便が生ずるのでそれを除去するためにはやはり一方に於ては

令縣官。銷半兩錢。更鑄三銖錢。文如其重。

と貨幣重量の輕減を計つてもゐるが、そのみでは不充分でさらに、

錢益輕薄而物貴。則遠方用幣。煩費不省。乃以白鹿皮方尺。緣以藻績。爲皮幣。直四十萬。……又造銀錫爲白金。以爲。天用莫如龍。地用莫如馬。人用莫如龜。故白金三品。其一曰。重八兩。圓之。其文龍。名曰

白選。直三千。二曰。重老小。方之。其文馬。直五百。三曰。復小。擔之。其文龜。直三百。

と貨幣價值の増大を計るに至るを見るのであるが、こゝに貨幣の素材を白金その他價值大なるものに變へることにより、その貨幣の價值を大ならしめんとする考へに於て、われ／＼はすでにそこに貨幣價值がその素材の價值に基因すとなすところの所謂貨幣價值に於ける素材說の思想を見出すことができる。そしてそれはさらに、

郡國姦鑄錢。錢多輕。

とあり、ここに姦とは史記索隱によれば、謂多姦巧雜鉛錫也。とあるよりすれば、それは貨幣を改悪し、そのために貨幣價值の下落すると云ふことをも意味せねばならぬ筈であるから、そこにわれ／＼は一層明確に貨幣價值に於ける素材說の思想を見ることができぬ。

なほ貨幣が重くて運搬に不便だとかこつとき、それをさけるために紙幣と爲替が考へられる。然し紙幣の思想は貨幣素材說から脱却しきれぬ時代に於て望むべく無理であるが、それにもかゝらず前述の皮幣は見方によつては紙幣の先驅とも云へる。⁵⁾

次に爲替の方は

入粟縣官。而內受錢於都內

とあり、それは史記集解に於て昭虔の曰へる如くに、入穀於外縣。受錢於內府也。と解すべきであらうが、さう解するならば、そこに爲替思想の萌芽形態を見出すことはできないであらうか。

四

5) 例へば、田中忠雄氏著、支那經濟史研究、p. 156.

すでに述べたように史記平準書は當時の經濟事情を明にせむとするものである。だからそこにはまた政府の經濟たる財政思想が見出されるのは當然でなければならぬ。然らばそれは如何にあるか。以下暫らくそれを伺はむに、先づ史記平準書に

量吏祿。度官用。以賦於民。而山川園池市井租稅之入。自天子以至于封君湯沐邑。皆各爲私奉養焉。不領於天下之經費。

とあるが、これは「吏祿官用等國家の經費は一般人民より出す所の租稅即田租算賦（入頭稅）等を以て支辨し、鹽物稅、漁業稅、市場稅等は宮廷の費用に充て、互に畛域を侵すなきを法」とし、そして「此は獨り天子直轄の地のみならず、諸王侯の國々及び封君湯沐邑にも亦均しく適用せられ、諸侯列侯封君の私の奉用の費は、各其の領土より出づる所謂山川園池市井等の租稅を以て之を辨ず可かりし」を云へるものであつて、われ／＼はそこに財政に於いて宮中府中を混同せず、國家財政と宮廷財政を判然と區別すると云ふ思想の實現せるを見る。そしてかく國家と宮廷の財政が分離せられると、これが管掌の任に當る者もまた分れねばならぬわけであるが、史記平準書の他の箇所

大農上鹽鐵丞孔僅咸陽言。山海天地之藏也。皆宜屬少府。陛下不私。以屬大農佐賦。

とあるよりして、われ／＼は國家の財政を管掌するために大司農があり、宮廷の財政を掌裡するために少府が設けられたることを知ることが出来る。

かく國家財政と帝室財政を分離する思想があり、そしてそれが實現して制度となつてゐること上述の如くであ

6) 稿本支那經濟史大系，其一，史記平準書考證，商學研究，第四卷，第二號，附錄，p. 46.

7) 同上

るけれども、なほその間の別が未だ充分に嚴重でなかつたことは否めない。例へばいま最後に引いた句に於て、天子が宮廷の財政收入に屬すべきはづの山海の藏を國家の財政を取り扱ふ大司農に屬せしめてゐるによりてもそれは伺へるであらうがまた他の箇所にも例へば、

胡降者皆衣食縣官。縣官不給。天子乃損膳。解乘輿駟。出御府禁藏。以贍之。

とあるを見ると一層そのことが明となるであらう。

次に平準書を見ると、國家多事にして財政窮乏を告ぐるときには、よく官を賣りてこれをきりぬけむことを計つてゐるのが眼につく。曰く、

匈奴數侵盜北邊。屯戍者多。邊粟不足給食當食者。於是募民能輸及轉粟於邊者。拜爵。爵得至大庶長。

また曰く、

募民能入奴婢。得以終身復。爲郎增秩。及入羊爲郎。始於此。

右は何れも政府が人民をして必要な物資を納めしめ、その賞として爵を與へ或はそれに於て贖罪を成立せしめてゐたものであるが、他の箇所にも於て進んで、

議令民得買爵。及贖禁固。免減罪。請置賞官。命曰武功爵。級十七萬。凡直三十餘萬金云々

と云へる句になると全く貨幣による爵位の賣買で、一級十七萬錢、その總賣上げ高三十餘萬金(三十餘萬萬錢)となつてゐる。それでも爵の賣買に留る間は、無形の名譽の賣買であるから、賣買と云へば賣買だが、國家に粟や金を獻上したの對して國家からその功績を賞して爵を與へるのだと解することもでき、そしてそれは即現今文明

國に於ても見られるところであり、——尤も口の悪い文明批評家によつて名譽が金で賣買されると難ぜられはするが、——買つたものであるか否かは各人の氣持に存するところで論證し難いとも云へる。然るに賣爵の制はやがて賣官の制に進むを見る。例へば

諸買武功爵官首者。試補吏先除。千夫如五大夫云々

また

入物者補官。出貨者除罪。

等とあるが如くである。そして單に名譽が買はれるだけに留まれば弊害も未だ少いと云へるが、官が買はれるに至りてはその弊害は極めて大ならざるを得ぬ。けだし、金があることゝ、官吏としての能力があることゝは別であるから、金によりて官を買ふ場合にはその能力なくしてその仕事を執る者なきを保せず、従て弊害生ぜざるを斷じ得ざるわけであり

吏道雜而多端。則官職耗廢

するは敢て怪しむを須るぬところではなければならぬであらう。

さらに私は思ふ。凡そ官の賣買はたゞにその能力なくして官吏となる者を生ずるが故に吏道が衰へる許りでなく、すでに官の賣買が行はるれば官を買ふ者は單に名譽心の満足だけに留まらず進んでそれによりて利益を追求し、こゝに綱紀の弛緩を來たし、かくて政治が墮落の淵に進むことなすと云へぬであらう。それは昔て我國に於て多額の選舉費を惜しまず逐鹿場裡に乗り出す者の中には當選の曉には費用を回收して餘りあらしめむことを考

慮に入れる者が無かつたとは斷じ難く、そして多額の選舉費を回收して餘りあらしめむとするところに政治の腐敗墮落の甚しきを加ふるに至つたことが選舉費用制限令の施行を發布せしむるに至つた一因であると考へられることに想到するとき思半ばに過ぎるものがあつて存するであらう。かく觀じ來るとき支那官吏の腐敗墮落、そのよつて來るところの遠きを思ひ、老大國のために長嘆これを久しうせざるを得ぬ者果して私一人のみであらうか。なほ史記平準書に於て財政思想を探ぐるときわれ／＼の看過すべからざるものはそこに見出される專賣制度の思想である。即、史記平準書に

大農上鹽鐵丞孔僅咸陽言。山海天地之藏也。皆宜屬少府。陛下不私。以屬大農佐賦。願募民自給費。因官器作煮鹽。官與牢盆。浮食奇民。欲擅管山海之貨。以致富羨。役利細民。其沮事之議。不可勝聽。敢私鑄鐵器煮鹽者。鈇左趾。沒入其器物。郡不出鐵者。置小鐵官。便屬在所縣。使孔僅東郭咸陽乘傳。舉行天下鹽鐵。

とあるによりて見れば鹽と鐵に就いて政府が專賣制度をとれることは明で、從てそこに專賣の思想の存したことは云ふまでもあるまい。たゞし、この場合鹽は「願はくは民を募りて自ら費を給し、官器に因りて煮鹽を作さしめ、官牢盆を與へん」とあり。牢盆に就いては種々説もあるが、史記素隱に蘇林が、牢價直也。今世人言雇手牢盆。と云へるに従へば、鹽は一定の條件に於て製鹽を民に請負はしむるものである。然し鐵に就いては別に何等の記載なき故に請負であるとは云へぬわけであるが、さらに他の記述⁸⁾によりて政府に於て自ら製鐵を營みたるを知ることができる。だから等しく專賣制度と云ふ中にもおのづからその仕組には相異のあることを注意せねばならぬ。

8) 上掲書, P. 54.

なほついでながら、漢の武帝の時この專賣制度に就いては贊否兩論があつて、相對立して一大論戰が引きおこされ、そこに漢代經濟思想の精華を見ることとなるのであるが、その詳細をまとめたものが即、桓寬の有名な鹽鐵論である。だからこの專賣の思想は當時に於ける經濟思想としては重大なる意義の存することを忘れてはならぬ。

五

史記に續く前漢書以下の史書は史記を模して成れるものであるが、何れも平準書に當るものを食貨志となし、史記に於ては食貨志に當るものを平準書と呼ぶ。このことはすでに述べたところであるが、われ／＼はそれよりして史記に於て平準なるものが如何に重要視せられてゐるかを知ることができる。從て史記平準書に於て平準の思想に會ふはむしろあたりまへと云ふべきであらうが、然らば平準とはそも／＼何ぞ哉と云へば、いま史記集解には、駟案。漢書。百官表曰。大司農屬官。有平準令。とあり、これを索隱に徵すれば、大司農屬官有不準令丞者。以鈞天下郡國輸斂。貴則驪之。賤則買之。平賦以相準輸。歸京都。故曰平準。とあり、さらに平準書中にこれに關する章句を拾へば曰く、

桑弘羊爲治粟都尉。領大農。盡代僮僮天下鹽鐵。弘羊以諸官各自市。相與爭。物故騰躍。而天下賦輸。或不償其儼費。乃請。置大農部丞數十人。分部主郡國。各往往縣置均輸鹽鐵官。令遠方各以其物貴時商賈所轉販者爲賦。而相灌輸。置平準于京師。都受天下委輸。名工官。治車諸器。皆仰給大農。大農之諸官盡寵天下之貨物。貴即賣之。賤則買之。如此富商大賈。無所牟大利。則反本而萬物不得騰踊。故抑天下物。名曰平

準。天子以爲然。許之。

いまこれらの句より平準の思想を探究すれば、思ふに天下郡國の租税を均しくし、その品の價格が高いときには政府はそれを出賣し、低いときにはそれを購入することによりて物價を調節する官であり、そして價格が高いのは供給に比して需要が大なる場合、換言すれば供給不足の場合であるから、政府が出賣すれば供給の不足を緩和することになるし、物價の低いのは供給に比し需要が少い場合、換言すれば供給過剰の場合であるから、政府が購入すれば、供給過剰が救済せられる。所謂米に於ける常平倉の仕組を租税として入り來る凡ゆる産物に適用せる理であり、これによりて需給を調節し、物價を適正ならしむると同時に政府もまた安いときに購入し、高いときに賣拂ふ結果、財政收入を増すことになる。従て平準を置く背後には最初に述べたような物價決定に於ける需供給説の思想と政府の經濟統制の意圖の存在することを肯定せねばならぬとともに、經濟統制の意圖のモチブパワーとしては財政政策と社會政策の意圖を認めねばならぬが、就中その社會政策の思想の重要なことを看過してはならぬ。けだし、「諸官各自ら市ひて相與に争ひ、物、故に騰躍し」たのに一度平準を置けば「富商大賈、大利を牟る所なし」とせるより見ても如何にそこに社會政策的意圖が濃厚なるかを伺ふことが出來ると思ふが、殊にそれは孔子の所謂、不患寡而患不均の教を實現する關係になつてをり、そして平準の法を制定した武帝はまた儒教に國教の地位を與へたる武帝であることより考へてもこの平準が儒家の社會政策的思想の實現なる關係の肯定は許されてもよいのではあるまいか。

然しながらまた次の如くに考へることもできる。抑も、武帝が儒教を國家の學問として採用せるは純粹に儒教

の教義に心酔せるが故であるよりも、漢の大帝國を統治して行く便宜上の一手段として採用せるものであり、從てまた平準の如きも必ずしも孔子の不患寡而患不均から許りたものではなくして、實はこれによりて財政が調へられるから採用したるに留まり、もしこの政策によりて財政上不利を伴ふ場合、なほそれを忍んでまで孔子の教の實現のため敢て平準の法を押し通したであらうかとの設問には未だにはかに解答を下すことはむづかしいと云はねばならぬであらう。然しそうは云ふものゝ、現實にはともかくも實際政策と儒教の理想とがこの場合一致してゐたこと前述の如くであり、そして從つてそれが採用せられたる限り一應そこに儒教の理想が實現せられてゐると云ふことを肯定することは許されてよいのではないかと思はれる。

なほこの平準を行ふ場合、同時に均輸の制が行はれ、そしてそれが重要な意義を有する所以は上掲の句に於ても明なところであり、平準書にはその他の箇所にも

桑弘羊爲大農丞。筦諸會計事。稍稍置均輸。以通貨物矣。

または

初郡時時小反殺吏。漢發南方吏卒往誅之。間歲萬餘人。費皆仰給大農。大農以均輸調鹽鐵助賦。故能贍之。

とあるによりてもこれを認めざるを得ぬと思ふのであるが、然らば均輸とは何ぞ哉と云へば、しばらく上掲の句即史記平準書の記述に關する限り主として遠隔の各地方の土産物を公課に代つて官に納めしめ、官はこれを他處に轉運販賣して官民交々利を收むるの制度であると云ふことになる。そうすると均輸と平準との關係は一體如何なるのか、均輸が平準の一部を爲すのか、均輸の一部が平準であるのか、にはかに斷じ難いことになるが、史

記平準書の記述に關する限りは要するにこの兩者は密接にして峻別すべからずと云ふの外ないであらう。⁹⁾

均輸平準の思想の背後に社會政策的思想の認められねばならぬことは先に述べた通りであるが、こゝに社會政策的思想を云ふ場合われ／＼はさらに平準書に於けるいま一つの顯著なる社會政策的思想に關説せざるを得ぬ。

それは即、所謂内地移民の政策である。平準書を讀むと當時の爲政者がしば／＼此政策によりて民衆の窮乏を救濟せむとせるを見る。例へば次の如くである。曰く、

山東被水菑。民多飢乏。於是天子遣使者。虛郡國倉廩。以振貧民。猶不足。又募豪富人相貸假。尙不能相

救。乃徙貧民於關以西。及充朔方以南新秦中。七十餘萬口。衣食皆仰給縣官。數歲。假予產業。使者分部護之。冠蓋相望。

また曰く、

郡國頗被菑害。貧民無產業者。募徙廣饒之地。陛下損膳省用。出禁錢。以振元元。寬貸賦。而民不齊出於南畝。

六

司馬遷自ら維幣之行。以通農商。其極則玩巧拜兼。茲殖爭於機利。去本趨末。作平準書。以觀事變。第八。と云つてゐるによつて平準書の目的が當時の經濟事情を論じ、そしてそれに於て事情の變遷を明にすることにあることはわれ／＼のすでに知るところであるが、經濟に於て事變を見ると云ふ考へ方そのものは、所謂經濟史觀乃至唯物史觀の考へ方の溫床であることは否定できぬところであらう。かくて平準書に於て例へば次の如き唯物史觀

9) 上掲書, p. 61—64參照

的な思想が見出されても別に怪しむに足らぬであらう。曰く、

今上即位數歲。漢興七十餘年之間。國家無事。非遇水旱之災。民則人給家足。都鄙廩庾皆滿。而府庫餘貨財。京師之錢累巨萬。貫朽而不可校。大倉之粟。陳陳相寄。充溢露積於外。至腐敗不可食。衆庶街巷有馬。阡陌之間成羣。而乘字牝者。償而不得聚會。守閭閻者。食梁肉。爲吏者長子孫。居官者以爲姓號。故人人自愛而重犯法。先行義而後緇恥辱焉。當此之時。網疏而民富。役財驕溢。或至兼并豪黨之徒。以武斷於鄉曲。宗室有土。公卿大夫以下。爭于奢侈。室廬輿服。僭千上無限度。物盛而衰。固其變也。

この文はまさに管子の倉廩實而知禮節。衣食足而知榮辱。或は孟子の有恒産者有恒心。無恒産者無恒心。と同じ精神が物質に支配せられる面を認識せるものであり、その終に於て「物盛にして衰ふ、固より其變也」と云へるはまさに事物を流轉發展の相に於て把握するものと云へよう。なほ上掲の句は孟子の所謂有恒産者有恒心に該當するが孟子の所謂。無恒心者無恒心。に該當するところも上掲の文に引續く次の句に於て見出すを得る。曰く、

自是之後。嚴助朱買臣等。招來東甌。事兩越。江淮之間蕭然煩費矣。唐蒙司馬相如。開路西南夷。鑿山通道千餘里。以廣巴蜀。巴蜀之民罷焉。彭吳賈滅朝鮮。置滄海之郡。則燕齊之間。靡然發動。及王恢設謀馬邑。匈奴絶和親。侵擾北邊。兵連而不解。天下苦其勞。而干戈日滋。行者斃。居者送。中外騷擾而相奉。百姓抗弊以巧法。財賂衰耗而不贍。入物者補官。出貨者除罪。選舉陵遲。廉恥相冒。

これによりてこれを見れば要するに物質的に恵まれてゐる場合には人々自愛して法を冒すを重かり、先づ義を行ひて而る後恥辱を緇けるが一旦事情が變じて抗弊して物質的に苦しむに至れば法を巧にするに至るものである

る、そしてその事情の變ずるは物盛にして衰ふからであり、そしてそれは固よりさくべからざるところであるところである。かくてわれはそこに支那流の唯物史觀的考へ方の一典型を見出し得ると思ふのである。

なほ先に引用せる句の中に於て司馬遷が、物盛而衰。固其變也。と云へるとき、それは事物を單に流轉發展の相に於て觀するに留まらずして進んで辨證法の立場に通ずるものと解することはできぬであらうか。ことに彼が別のところでまた次の如く云つてゐるにおいておや。曰く、

物盛則衰。時極而轉。一質一文。終始之變也

七

史記平準書を讀みてそこに見はれたる經濟思想を拾ふとき私は上述の如く物價に關する思想、貨幣に關する思想、財政に關する思想、社會政策に關する思想及び唯物史觀的の思想を得る。もとよりそれらのものは何れも未だ經濟思想それ自身として顯現してゐるのではなく、むしろ事實の敘述の中に埋没してゐるものを掘り出したものに過ぎぬが、然しながらそれは何れも近世經濟思想界に於てもその座席を見出しうる。そして私はそのことにひとり津津たる興味を覺えつゝ筆を擱く。

(昭和十四年八月五日)